

白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）
によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	白岡市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白岡市個人番号の利用に関する条例（平成27年白岡市条例第28号）別表第一 第4の項 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて（児童の福祉の増進を図ることを）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もつて（ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年白岡町条例第20号） 白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年白岡町規則第19号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ホ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項、第2項白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第6号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条第1項、第2項白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 ^コ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第3号、第4号
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号カ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第2条別表第1
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第2項、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第2項
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付を受けたひとり親家庭等のその家庭に属する対象者の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号カ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項、第2項白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条第1項、第2項白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号コ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項6号ハ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第2条第2項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第5条の規定による受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条の届出に係る変更の認定に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第20条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条に係る医療費の支給の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条の届出に係る変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ホ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務7

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条に係る医療費の支給の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項2号 ^ホ	白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年01月30日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等医療費助成対象者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年03月17日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	